

よくある問合せ集（Q&A）

Q1. 審査の受付時間を知りたい。

A1. 受付時間は、平日の9時～11時30分、13時～16時30分です。

Q2. 申請書の提出は郵送でもよいのか。また持参する場合、主任技術者が提出しないといけないのか。

A2. 申請書受け取り時に必要書類がそろっているかなどを確認する必要がありますのでご持参ください。ただし、ご持参される方は、主任技術者である必要はありません。

※ 申請書類提出時チェック票に、担当者の氏名及び日中連絡がつく連絡先を必ずご記入ください

Q3. 複数の申請を一括で提出できるのか。

A3. 同じセンターが所管する申請の場合は、複数案件の申請も可能です。

Q4. 管轄外のセンターでも申請できるのか。

A4. 管轄外のセンターでの申請は、ご対応できません。

Q5. 審査にはどれくらいの時間がかかるのか。

A5. 工事の内容により審査期間に違いがありますので、下記をご確認ください。

・工事用のみの申請の場合、申請日の翌日から3営業日

（4営業日目以降にご来庁いただければ確実です。）

・その他の申請の場合、原則、申請日の翌日から5営業日

（6営業日目以降にご来庁いただければ確実です。）

※ 修正事項がある場合や協議等（40戸を超えるような大規模な申請）で審査期間が長引く場合もございます。その際は、事前にご連絡いたします。

Q6. 急ぎの場合など、対応してもらえるのか。また審査期間は長引くことがあるのか。

A6. 急ぎの場合であっても、特別に対応することはいたしません。

ただし工事用の場合は、工事用のみの申請とすることで、審査等に係る期間を短縮できます。

また審査期間は確認事項・修正事項等がある場合、長引くおそれがあります。

余裕を持って申請書をご提出ください。

Q7. 工事申請の訂正等はどうするのか。

A7. 必要に応じ所管のセンターより書類（申請書等）の訂正及び追記、追加提出を指示いたしますが、その際は速やかに対応をお願いします。修正図面のやりとりは郵送でも可能としております。なお、郵送の際はA4用紙を折らずに封入できる封筒（角形2号）でのご投函をお願いいたします。

また、修正が申請書に朱色書きで説明出来る程度の軽微な場合は、審査期間で審査・納付書の作成を行います。ただし、申請書は納付書受取り時等に修正したものに差し替えていただく必要があり、仮に手数料等を納金していたとしても、申請書の差し替えがなければ、工事承認いたしません。いずれにせよ、局職員の指示に従ってください。

い。

※ 修正事項については、電子メールやFAX等で確認させていただきます。

Q8. 工事に関する事前協議や相談、審査、質疑の窓口はどこか。

A8. 所管のセンター工事係給水担当へご相談ください。

Q9. 審査完了の連絡はもらえるのか。

A9. 水道局からは、特にご連絡いたしません。

Q5の審査期間を目安に当該センター工事係給水担当へご来庁ください。

ただし、申請内容に確認事項・修正事項等がある場合や、諸事情により審査期間が長引く場合などは、必要に応じてご連絡いたします。

Q10. 手数料等の入金タイミングはいつなのか。

A10. 申請書を預かった上で、審査(内部決裁含む)及び納付書を作成するため、審査期間後に当該センター工事係給水担当にご来庁いただき、納付書をお受け取り下さい。

なお、センター内の出納窓口で直接お支払いいただくことも可能です。

Q11. 工事承認のタイミングはいつなのか。

A11. センター工事係給水担当で、設計書の修正等の確認及び手数料等の領収確認ができた時点で工事承認いたします。